

Weekly Report

第 4 2 9 号
平成 29 年 10 月 16 日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

iDeCo の加入者数が改正により倍増

個人型確定拠出年金「iDeCo（イデコ）」の加入者数が認知度向上により急増しています。

◆加入者は改正後 8 カ月で倍増し、62 万人に

iDeCo は、任意で加入することにより公的年金に上乗せして給付を受けられる私的年金のひとつで、加入者自らが掛金を拠出して運用方法を選び、年金として受け取る金額は運用成績によって変動するものです。

今年 1 月から制度改正により iDeCo の加入対象者が拡大し、基本的に 60 歳未満の全ての方が利用できるようになりましたが、国民年金基金連合会が公表した加入者数の状況によると、今年 8 月時点で 62 万 339 人となり、制度改正前の 30 万 6314 人（28 年 12 月時点）から倍増しました。

◆掛金払込証明書を確定申告や年末調整で提出

iDeCo の大きなメリットとして、①掛金は「小規模企業共済等掛金控除」の対象となり全額所得控除、②運用益は非課税、③受給時は所得控除（年金で受給する場合は「公的年金等控除」、一時金の場合は「退職所得控除」）の適用が受け

られます。

掛金を納付した加入者（納付方法が「個人払込」の方）には、国民年金基金連合会から毎年 10 月下旬（初回の掛金納付が 10 月以降の加入者には翌年 1 月）に「小規模企業共済等掛金払込証明書」が送られてきますので、確定申告や年末調整の際に添付等して、控除を受けます。

なお、小規模企業共済等掛金控除は加入者本人の掛金しか所得控除できませんので、社会保険料控除のように世帯主などが生計を一にする配偶者やその他の親族の分を含めることはできません。

マイナンバーカードに記録される情報は

今秋から本格運用が予定されている政府運営のオンラインサービス「マイナホール」などの利用には、マイナンバーカードが必要となりますが、今年 8 月末時点での交付状況は全国で 1230 万枚と人口に対する交付率は 9.6%となっています。

取得が進まない原因の一つに情報漏えいなどへの不安がありますが、マイナンバーカードの IC チップに記録されるのは、①券面記載事項（氏名、住所、生年月日等）、②総務省令で定める事項、③市町村が条例で定めた事項等に限られており、税や年金などの個人情報には記録されません。

また、利用の際には暗証番号が必要となり、一定回数間違えると使用できなくなります。

扶養親族等の異動がないかを確認

年末調整は「扶養控除等（異動）申告書」などに基づいて行います。

年の途中で控除対象扶養親族の数などに異動があった場合は、その都度異動申告を行うことになっていますが、*控除対象であった扶養親族が就職や結婚などにより対象外となった、*結婚したことで控除対象となる配偶者を有することとなった、*離婚などで寡婦に該当することとなった場合など、異動申告を提出し忘れていたことがありますので、確認しましょう。